

先進国米ドル建て債券ファンド2024-10(限定追加型)

【商品分類】 追加型投信／海外／債券

【設定日】 2024年10月18日

【決算日】 原則、11月10日

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	10,034円
純資産総額	45.83億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

期間別騰落率

	当ファンド
過去1ヵ月間	-0.28%
過去3ヵ月間	-3.91%
過去6ヵ月間	-
過去1年間	-
過去3年間	-
過去5年間	-

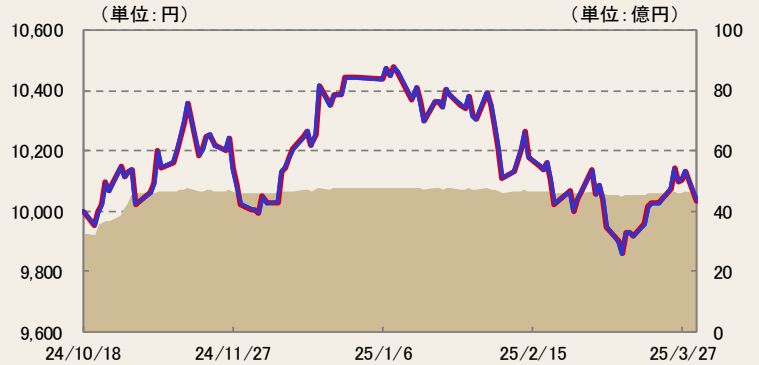
設定来 0.34%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

基準価額・純資産の推移

2024/10/18～2025/03/31



■ 純資産総額(右軸) ■ 基準価額(左軸) ■ 基準価額(税引前分配金再投資)(左軸)

※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。

※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。

※ 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-

設定来累計 0円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

ポートフォリオの状況

平均残存期間(年)	3.73
修正デュレーション(年)	3.32
平均格付	BBB-
平均終利	5.58%
平均直利	4.93%

※ コール・ローン等を除いて算出しております。

※ 平均格付とは、当ファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当ファンドに係る信用格付ではありません。

※ 平均終利、平均直利は、ファンド組入銘柄等の利回りの加重平均等により算出したものであり、ファンド全体の期待利回りを示すものではありません。

構成比率

	純資産比
公社債	96.70%
事業債	96.70%
コール・ローン等	3.30%

格付別構成比率

格付	純資産比
AA	3.6%
A	10.8%
BBB	45.1%
BB	31.6%
B	5.5%

業種別構成比率

	純資産比
景気循環消費財	19.1%
非景気循環消費財	14.4%
エネルギー	10.8%
電力	8.1%
素材	7.2%
その他	37.1%

※ 業種はBloombergセクターを使用しています。

先進国米ドル建て債券ファンド2024－10(限定追加型)

組入上位10銘柄

銘柄名	国/地域	種類	業種	償還日	純資産比
1 GOODYEAR 5.0 290415	アメリカ	事業債	景気循環消費財	2029/4/15	3.8%
2 ICAHN ENTE 4.375 280801	アメリカ	事業債	その他金融	2028/8/1	3.7%
3 STWD 7.25 281001	アメリカ	事業債	REIT	2028/10/1	2.7%
4 ZF NA CAPI 6.875 280314	アメリカ	事業債	景気循環消費財	2028/3/14	2.7%
5 NEXTERA ENE 7.25 281015	アメリカ	事業債	電力	2028/10/15	2.6%
6 FORD MOTOR 2.9 271216	アメリカ	事業債	景気循環消費財	2027/12/16	1.9%
7 GRAPHIC 3.5 280901	アメリカ	事業債	素材	2028/9/1	1.9%
8 COMMONWEALTH 3.7 280515	アメリカ	事業債	電力	2028/5/15	1.8%
9 GFL 3.5 280301	アメリカ	事業債	資本財	2028/3/1	1.8%
10 COF 3.8 271231	アメリカ	事業債	銀行	2027/12/31	1.8%

50銘柄

※ 業種はBloombergセクターを使用しています。

ファンドマネージャーコメント

○市場動向

3月の米国 10 年国債利回りは、ほぼ横ばいとなりました。
月前半は、トランプ政権の関税政策に対する思惑から方向感に乏しい展開となりました。その後、FOMC（米連邦公開市場委員会）において決定された、量的引き締めペースの減速が利回りの低下（価格は上昇）要因となったものの、関税政策によるインフレ懸念もあり、一時的なものとなりました。月間を通してみると、10 年国債利回りは横ばいとなり、米ドル建て債券市場もおおむね横ばいとなりました。
3月のドル円相場は、やや円高ドル安となりました。月前半は、トランプ大統領の円安牽制発言や、春闘において賃上げ期待が高まったことなどから、円高ドル安が進行しました。月末にかけては、年度末に絡む実需取引やリスク回避姿勢の後退などから、円安ドル高傾向となりましたが、月間を通してみると、円高となりました。

○運用経過

発行体やセクター等の分散を図り、米ドル建て債券の組入比率を高位に維持しました。また、為替変動リスクを軽減するための為替ヘッジは行っておりません。当月の基準価額は、スプレッドの拡大や小幅ながら円高となったこともあり、前月末から下落しました。

○今後の運用方針

関税引き上げの影響によって、本年、米国の成長率を 0.5%程度押し下げると予想しています。また、同政策は物価を押し上げる結果となるものの、今後、雇用指標の伸びは鈍化するとみており、FOMC では緩やかながら、利下げの継続が見込まれます。当面、スプレッドの拡大も見込まれますが、ハイ・イールド市場を中心に社債市場は投資妙味の高い状況とみています。原則として、現状のポートフォリオ構成を継続する方針ですが、組入銘柄のクレジット・ファンダメンタルズや格付動向などをみながら、必要に応じてポートフォリオの入れ替えを行います。

先進国米ドル建て債券ファンド2024－10(限定追加型)

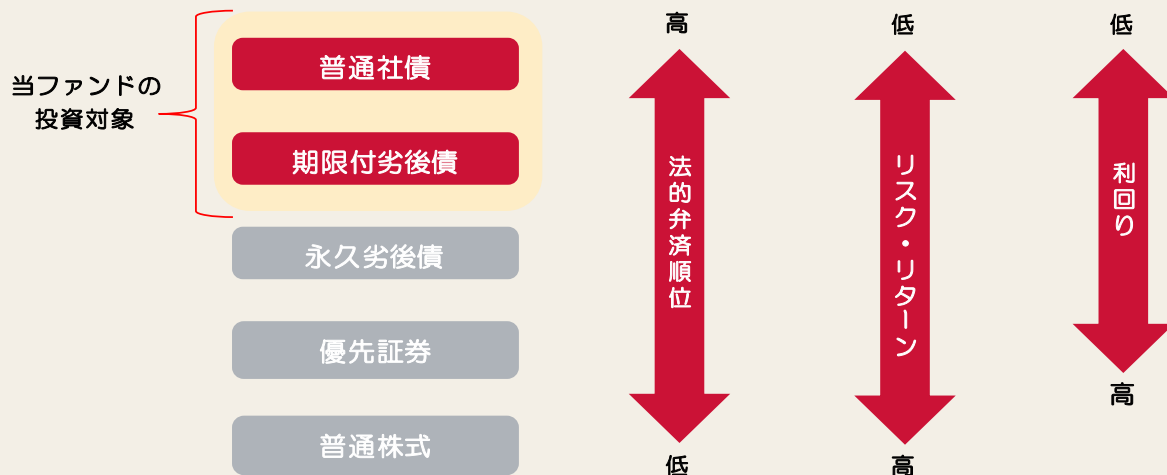
I ファンドの特色①

1 主として、日本を含む先進国^{※1}の企業等が発行する米ドル建て債券^{※2}に投資を行います。

※1 先進国の定義は、IMF（国際通貨基金）が定義する先進国・地域、その他、運用委託先であるヌビーン・アセット・マネジメン
ト・エルエルシーがこれに準ずると判断する国・地域とします。

※2 劣後債を含みます。ただし優先証券は含みません。

投資対象のイメージ



- 法的弁済順位とは、発行体が破綻等となった場合において、債権者等に対する残余財産の弁済順位をいい、弁済順位の高いものから弁済されます。
- 一般的に劣後債は法的弁済順位が普通社債に比べ低い（元本と利息の支払いの順位が低い）ため、普通社債に比べ利回りが相対的に高い傾向があります。

※3 上記は債券等の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。

- 原則として、信託期間内に償還を迎える債券に投資し、償還日まで保有することを基本とします。ただし、信用リスク等の観点から、償還日前に保有債券を売却する場合があります。
- 保有債券が信託期間中に償還される場合または償還日前に売却される場合には、信託期間終了前に償還を迎える別の債券に投資する場合があります。

2 債券への投資にあたっては、業種等の分散を図りながら、価格水準、発行体の財務内容等を考慮しつつ、信用リスクと比較して相対的に最低利回り^{※1}が高いと判断する銘柄を中心に投資します。

- ポートフォリオ構築時において、構成銘柄の信用格付を投資比率に応じて加重平均することにより算出したポートフォリオの平均格付が、投資適格（BBB-格相当以上）^{※2}となるように投資を行います。

※1 最低利回りは、債券の最終利回り、またはそれぞれの期限前償還日において算出された最も低い期限前償還利回りのうちいずれか小さい方を指します。

※2 格付は外部の複数の格付会社が付与する格付のうち、最高格付を採用します。構成銘柄にはハイ・イールド債券（BB 格以下）を含みます。

- 債券の運用指図に関する権限をヌビーン・アセット・マネジメン・エルエルシーに委託します。

ヌビーン・アセット・マネジメン・エルエルシーについて

投資運用会社であるヌビーン・アセット・マネジメン・エルエルシーは、世界最大級の年金保険組合であるTIAA（米国教職員退職年金／保険組合）の資産運用部門ヌビーン・エルエルシーの登録投資アドバイザーです。ヌビーン・エルエルシーの間接的な完全子会社であると同時に、TIAAの間接的な完全子会社でもあります。米国イリノイ州シカゴに拠点を置き、投資運用業務を行っています。

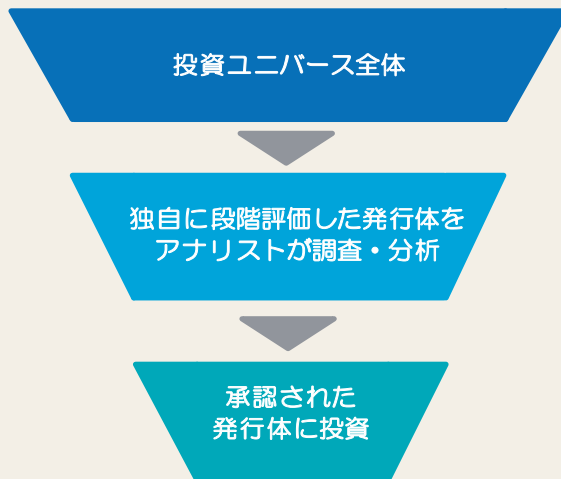
3 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

先進国米ドル建て債券ファンド2024－10(限定追加型)

Ⅰ ファンドの特色②

<運用プロセス>

- 投資ユニバース全体の中から良好なファンダメンタルズを有する銘柄に絞り込み、「投資の原則」に従ってポートフォリオを構築します。



投資の原則

ファンダメンタルズ

- ファンダメンタルズ（業績や財務内容等の基礎的条件）が良好な銘柄に投資
- 高い利回りが期待される銘柄に投資

長期的視点

- 短期的なパフォーマンスは追求せず、長期的な視点で投資
- 景気サイクル全体を想定した分析により、デフォルト（債務不履行）や大幅な下落を回避

分散

- 投資先のリスクを考慮し、特定の発行体およびセクターに偏らないよう留意
- 発行体およびセクターレベルでの投資上限を設定

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

先進国米ドル建て債券ファンド2024-10(限定追加型)

| 投資リスク

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

債券の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、債券の価格は下落します。組入れている債券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、劣後債は、発行体の経営状況等が著しく悪化した場合、基準価額が一般の社債よりも大きく下落する可能性があります。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

債券の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている債券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、債券の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、ハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。

◆ 設定当初に投資した債券の償還金については、原則として信託期間内に償還を迎える債券に再投資をしますが、再投資する債券は設定当初に投資した債券に比べ、利回りが低い可能性があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

先進国米ドル建て債券ファンド2024－10(限定追加型)

お申込みメモ

換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したときは、換金代金の支払いを延期する場合があります。
換金申込不可日	・ ニューヨークの証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日
申込締切時間	原則として午後3時30分まで (販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、換金の受付を中止すること、および既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	2029 年11 月12 日まで(設定日 2024 年10 月18 日)
繰上償還	受益権の口数が10 億口を下回っているとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、11 月10 日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2025 年11 月10 日です。
収益分配	毎決算時(年1 回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000 億円
公告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	●課税上は株式投資信託として取扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となりますが、当ファンドはNISA の対象ではありません。 ●配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

先進国米ドル建て債券ファンド2024ー10(限定追加型)

※当ファンドは限定追加型となっており、募集は終了しております。

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 2.2%（税抜2.0%）を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.957%（税抜0.870%） を乗じた額です。 運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.445%（税抜）	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.400%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.025%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	※ 委託会社の報酬には、運用指図に関する権限を委託したヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、ファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.22%を乗じた額とします。〔ファンドの運用の対価〕	
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・ 監査費用 ・ 売買委託手数料 ・ 外国における資産の保管等に要する費用 ・ 信託財産に関する租税 等 ※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・ 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

● 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 当ファンドは少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の対象ではありません。
※ 法人の場合は上記とは異なります。
※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	

受益権の一部解約の実行の請求の受付、分配金・償還金および一部解約金の支払い等について扱っております。

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 S O M P O アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ： https://www.sompo-am.co.jp/ 電話番号： 0120-69-5432 ●リテール営業部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 三菱UFJ信託銀行株式会社

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社が受益者の皆様への情報提供のみを目的として作成したものであり、投資信託の販売を目的とするものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。